

## 町田市議会 政務活動費裁判

# 違法支出の判断下る！

# 総額1千7万5032円！！



[事件番号令和2年(行政ウ)第16号]は、

去る2月29日(木) 午後1時15分、

東京地方裁判所にて、裁判長からの言い渡しが行われました。



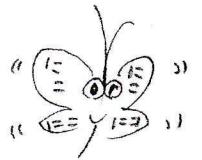
品田幸男裁判長は、2014年～2017年度の町田市議会政務活動費の支出のうち、草の根が違法ではないかと提訴した5,218件中の2,649件、金額にして約1007万円が「違法」であるとの判決を言い渡しました。

まちだ市民クラブ会派は480万1514円、

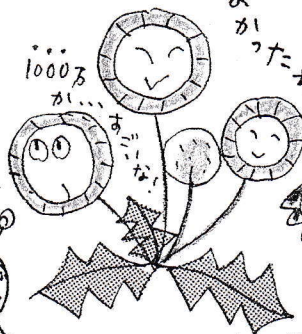
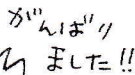
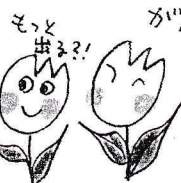
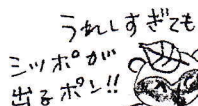
自由民主党会派は351万4723円、

保守連合会派は175万8795円を

「町田市に返還せよ」という内容です。



一両日中に、草の根のホームページに判決全文を公開すべく、準備をすすめています。



◎『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>



町田市会 3 会派

# 政活費 1007万円「違法」

## 地裁判決 市長に返還請求命令

町田市議会の政務活動費のうち、「市政相談」などへ（政活費）に違法な支出があったとして、市民団体町田市政を考える会・草の根のメンバー3人が石坂市長に計約3142万円を返還請求するよう求めた住民訴訟で、東京地裁（品田幸男裁判長）は29日、約1007万円の返還を3会派に求めるよう石坂市長に命じる判決を言い渡した。

判決は、2014～17年度に自由民主党、また市民クラブ、保守連合（当時）へ交付された政務活動費の

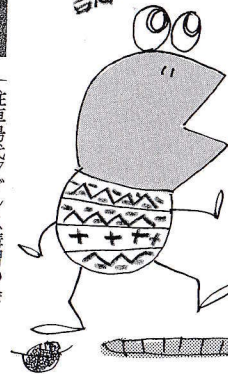
支出の中身を丹念に見てた。実態に即し、市民感覚ともずれていない判決だ」と述べた。団体代表の小林美知さん（65）は「チェックされない支出が多い。『政活費』ではなく、文字通り『生活費』としか考えられない」と批判した。

石坂市長は「判決を確認していないため、コメントは差し控える」としている。

裁判官も

5000件も調べるの大変だっただろうな。

あたしびっくりするとシッポの音がホーンホーンホーン



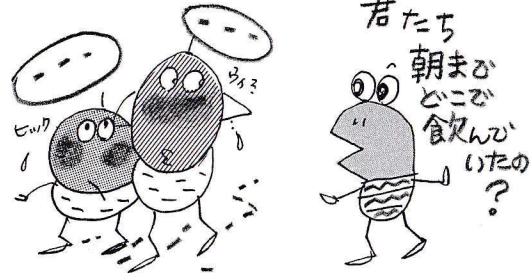
# 町田市議会政活費 1000万円「違法支出」

## 東京地裁判決 自民など3会派

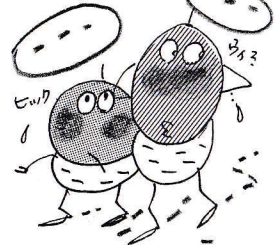
東京都町田市議会の2014～17年度の政務活動費などに違法な支出があったとして、市民団体メンバー3人が、自民など3会派に計約3100万円を返還させるよう石坂丈一市長に求めた訴訟の判決で、東京地裁は29日、一部支出を違法と認め、計約1千万円を返還させるよう命じた。

品田幸男裁判長はカンリオンや駐車場、タクシー、電話代など約2500件の全額または半額を「政務活動との合理的な関連性を欠く」となるとした。市民相談と称した未明のタクシー代や衛星放送の視聴料などが含まれる。市議1人が同時に複数の駐車場代を請求したケースもあった。

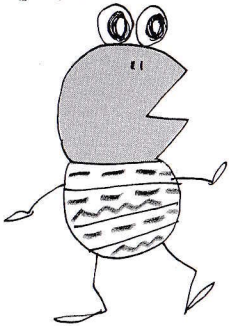
原告の「町田市政を考える会・草の根」の小林美知代表（65）は「国会議員も地方議員も、お金を何に使っ



君たち朝まひどこひ飲んびいたの？



なーんだ！ だから3回給油できるんだね！



# 政活費の1007万円 不適切支出判決

14～17年度分

## 町田市議会の3会派

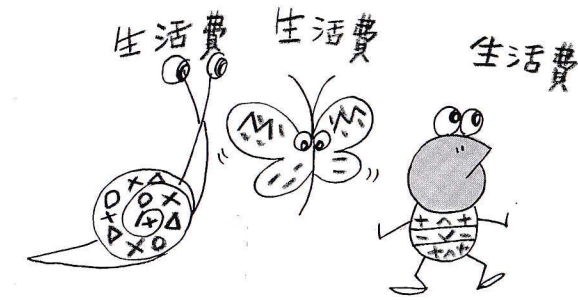
町田市議会の政務活動費で議員活動と関係のない支出があったとして、市民団体が石坂丈一市長に、市議会の3会派に計約3142万円を返還請求するよう求めた住民訴訟の判決が29日、東京地裁（品田幸男裁判長）であった。判決は、3会派の計約1007万円が「会派の活動との関連性がない」として、市長に返還を求めるよう命じた。

町田市議会の政務活動費で議員活動と関係のない支出があったとして、市民団体が石坂丈一市長に、市議会の3会派に計約3142万円を返還請求するよう求めた住民訴訟の判決が29日、東京地裁（品田幸男裁判長）であった。判決は、3会派の計約1007万円が「会派の活動との関連性がない」として、市長に返還を求めるよう命じた。

## 市民団体「違法と認定、良かった」

提起した市民団体「町田市政を考える会・草の根」の小林美知代表（65）は判決後、会見で「心配していたが、まとまった金額が違法と認められて良かった。チェックされない支出があまりにも多かった」と話した。提起までに苦労したのは証拠集めだったという。小林さんは「3会派が提出した領収書の写しを情報公開請求で入手。誰に発行されたかわからない領収書も多かったが、各議員のブログなどからその日の活動を確かめた現地を訪れてみたりなどし、事実関係に矛盾がないかをチェックした。石坂市長は「判決文を読んでいないのでコメントは差し控えたい」との談話を出した。

（上田孝）



生活費

生活費

生活費

たのか、きちんとしなければいけない」と話した。市は「判決文を読んでいないのでコメントできない」とした。

（宮本隆康）

## 訴訟の主役は領収書

政務活動費は市民の税金です。にもかかわらず、使い道についての説明はまったくありません。かろうじて領収書が公表されているだけです。

市議会のホームページをご覧いただければわかりますが、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、新聞代など、膨大な数の領収書が公表されています。でもよく見ると、政務活動のために使ったようには見えないものが多く混じっていることに気が付きます。例えば、深夜の時間帯のタクシー代。こんな時間まで果たして「市政相談」をするだろうか、と誰もが思うはずです。同じ時刻のガソリン代の領収書もあります。2台の自動車を同時に運転できる人はいないはず。ならば、どちらか一方の領収書は議員ではない人が給油したことになります。繁華街の駐車場の領収書も山ほどあります。こうした目で見出すと、領収書の山は「？」の連続になります。

もうひと頑張りすると、別の次元の「？」が見えてきます。例えば、領収書を日付順に並べてみるのです。そうすると、別のページに貼られた領収書が実は同じ時のもので、一人の議員がほぼ同時刻に2カ所で駐車を行ったことになっていることがわかります。ガソリン代でも一日に何度も給油したもの、ハイオクとレギュラーの給油が混ぜこぜになっているものが出てきます。しかも、そうした領収書が1つや2つではなく百件以上も出てくると、「領収書をただ掻き集めただけなのでは」という疑念が深まります。

さらに頑張ると、疑念は確信に変わってきます。新聞記事や議員のブログなどを頼りにその日に何があったのか、議員が何をしていたのかを調べて行くのです。そうすると、例えば、サッカーの試合があるたびに試合場のそばで駐車がおこなわれたこと、ダンスの講習会に参加するための駐車であったことが分かります。こうした支出が「政務活動のため」と言えるはずはありません。

今回の訴訟では原告の皆さんが根気よく、領収書にまつわる「？」をあぶりだして下さいました。時間がかかる膨大な作業ですが、調べれば調べるほど政務活動とは無関係の支出であることがわかって来ました。ところが、議員（会派）は訴訟の場でも政務活動費の使い道を説明しようとしませんでした。彼らは、「原告は具体的な用途を全く明らかにしていない」などという答弁を繰り返すばかり。原告には、誰が何のために使ったのかわからないのですから、「おかしい」としか言えないのは当然です。議員の側はそれを承知で、高を括ったような主張に終始しました。そこには、市民の税金を預かっている、という意識が残念ながらまったく感じられませんでした。

その果てに下されたのが今回の東京地裁の判決でした。裁判官は5000件以上の領収書を丹念に検討し、半分以上の数の支出を違法と判断しました。判決文では、議員の側が政務活動のために使ったことについて何ら具体的な立証をおこなっていない、という指摘が繰り返されました。まっとうな指摘だと思います。税金を使っているのにお金の使い道を説明しようとしなさい、説明できない、ということ自体、すでに異常な事態です。議員が政務活動費についての認識を根本的に改め、議会ぐるみで改革に取り組むことが強く求められていると思います。

原告訴訟代理人 弁護士 千葉 恒久